

吉野川総合開発香川用水事業基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県条例第22号

吉野川総合開発香川用水事業基金条例の一部を改正する条例

吉野川総合開発香川用水事業基金条例（昭和42年香川県条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理) 第3条 略</p> <p><u>(繰替運用)</u> <u>第4条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。</u></p> <p>(運用益金の処理) 第5条 略</p> <p>第6条・第7条 略</p>	<p>(管理) 第3条 略</p> <p>(運用益金の処理) 第4条 略</p> <p>第5条・第6条 略</p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。